

「(仮称) 第5次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」の策定について

1 背景（国の動き）

- ・ 国においては、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」により、高齢者・障がい者・子どもなど、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が掲げられた。
- ・ また、同年7月には、『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部が設置され、地域共生社会の実現に向けた検討が進められてきた。
- ・ 平成29年6月には、「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部が改正され、平成30年4月に施行された。
 - ▶ 「地域福祉計画」の策定について、「任意」から「努力義務」へ
 - ▶ 「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付け
 - ▶ 「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加

2 計画策定の目的

- ・ 本市においては、平成29年3月に地域福祉に関するソフトとハードの施策を一体的に推進する「第4次やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」を策定し、「福祉のこころをはぐくむ人づくり」などを基本目標に掲げ、計画的に取り組んでいるところである。
- ・ このような中、市民の安心・安全への意識の高まりにより、改めて地域の支え合いが重要視されるとともに、価値観の多様化による家族や地域のつながりの希薄化による複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、地域における支え合いの促進と活性化に加え、公的機関や民間の相談支援機関などの関係機関が連携し高齢者や障がい者、子ども施策など分野に捉われない包括的な支援が必要となっている。
- ・ 国においても、令和2年6月の社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が規定されたところである。
- ・ また、平成28年5月の成年後見制度利用促進法の施行により、成年後見制度の利用の促進に関する市町村計画の策定や成年後見等実施機関（中核機関）の設立等に係る支援の構築が求められている。
- ・ こうしたことから、「誰一人として取り残さない」地域共生社会の実現を目指し、令和4年度で計画期間（5年間）が終了する現行計画を改定し、新たに計画を策定するとともに、本市の目指す地域共生社会の生活像とその具現化に向けた施策について検討する。

3 計画の位置付け（別紙1参照）

- ・ 福祉のまちづくり及び地域福祉を推進するにあたっての基本的な方向性を示す計画とし、「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」第7条に基づき、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画
- ・ 「社会福祉法」第107条の規定に基づき、市町村が策定する地域福祉計画
- ・ 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項の規定に基づき、市町村が策定する成年後見制度利用促進計画
- ・ 第6次宇都宮市総合計画基本計画における分野別計画

4 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間

※ 現行計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間

5 検討内容

(1) 現状と課題

現行計画の評価・アンケート調査・地域意見交換会等を踏まえた、現状分析と課題の整理

(2) 基本方針及び目標の設定

現状と課題を総括し、福祉のまちづくりの推進に向けた基本方針及び目標を設定

(3) 見直し等の方向性

- ・ 高齢者や障がい者、子ども等の福祉に関し、共通して取り組むべき施策の検討
- ・ 地域課題の解決に向けた市民活動等のさらなる促進に関する施策の検討
- ・ 複合化・複雑化した課題や制度の狭間などに対応するための施策の検討
- ・ 重層的支援体制整備事業の実施に向けた施策の検討
- ・ 第6次総合計画の改定と併せた地域共生社会に向けた施策の検討
- ・ 成年後見制度利用促進計画の一体的策定及び成年後見制度利用促進施策の検討

6 策定体制

別紙2のとおり

7 策定スケジュール

令和4年 5月～ 庁内策定委員会開催
（委員会〔課長級〕3回、部会〔係長級〕3回）
公募委員の選定

7月～ 社会福祉審議会地域福祉専門分科会開催（3回）
成年後見制度利用促進検討会議の開催（3回）
地区別意見交換会の開催（5ブロック）

11月 素案作成

12月 パブリックコメントの実施

令和5年 2月 社会福祉審議会からの提言
計画策定